

自律プランアンケート

12月

Q1 行政と住民が協働で
取組むべきことは？
(複数回答)

- 地域の美化、環境保護… 9名
- 老人介護等のボランティア… 7名
- イベント運営… 2名
- 地域施設の運営・管理… 7名
- 行政への提言… 7名
- その他… 1名

Q2 最優先で取組むべき
施策は？ (2つまで)

- 高齢者・障害者の福祉事業… 5名
- 生活環境の整備… 6名
- 基幹産業の整備… 6名
- 産業おこし、雇用場づくり… 13名
- 教育環境の整備… 3名
- 防災対策… 0名
- その他… 3名

1月

Q1 あなたが積極的に参
画したい(できる)と思
うのは？ (複数回答)

- 美化運動等のボランティア… 3名
- 老人介護等のボランティア… 3名
- イベントの運営… 3名
- 委員会、審議会等の委員… 0名
- その他… 2名

Q2 町の収入増のために
やむを得ないものは？
(複数回答)

- 第1次産業の
活性化による収入増… 3名
- 企業誘致・創設による
収入増… 4名
- 税金、使用料等の徴収強化… 4名
- 使用料・手数料の値上げ… 1名
- 分担金・負担金の値上げ… 1名
- その他… 4名

11月から3カ月にわたって、皆さんからご意見をいただきましたが、自律プランの素案がまもなくまとまることを受け、アンケートも終了することといたしました。皆さんからいただいたご意見、自律プラン策定住民会議委員の方からいただいたご意見などをもとに、プランの素案を作っており、出来上がりましたら、住民説明会等を開催し、ご提言をいただくことにしています。ご協力ありがとうございました。

なお、今後も町政に関するご意見等がありましたら、提言箱の方へご投函ください。



平成17年分から

消費税が変わります！

消費税法が平成16年4月1日から改正されています。個人事業者の方は、原則として平成17年分から適用となります。

主な改正点

- ① 納税義務が免除される基準期間における課税売上高が1,000万円(改正前3,000万円)に引き下げられました。
- ② 簡易課税制度を適用することができる基準期間における課税売上高の上限が5,000万円(改正前2億円)に引き下げられました。

新たに消費税課税事業者になった方及び消費税課税事業者になる方は、「消費税課税事業者届出書」の提出と記帳及び書類の保存が必要になります。

詳しくは

稚内税務署

☎ 0162-3311155